

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告土建第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和8年8月27日

沖縄県知事 玉城 康裕

I 業務概要

(1)	業 務 名	令和8年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託	
(2)	建 設 場 所	沖縄県全域（那覇市市域を除く）	
(3)	業 務 内 容	盛土基礎調査（既存盛土調査） （別冊仕様書のとおり。）	
(4)	履 行 期 限	契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで	
(5)	発 注 形 態	単体発注	
(6)	資 格 審 査 方 法	事後審査型	
(7)	その他適用のある法令、制度等 （本案件は、右表のうち、 ○印を付した制度等の）	○ 最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
		議会議決	※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		準備手続 （予算成立前）	※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続 （交付決定前）	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続 （繰越承認前）	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		債務負担行為業務	※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。
(8)	適用する技術者単価	令和8年度 設計業務委託等技術者単価	※本業務の予定価格は左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント	(1)(3)の業種において、(2)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に登録があること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿	令和7・8年度	
(3)	登録業種	河川・砂防及び海岸・海洋都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 森林土木 農業土木	
(4)	地 域 要 件	沖縄県内	(2)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に登録され、本店または支店・営業所が(4)に示す地域に所在していること。
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。		

(6)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		
	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4)組合の理事 5)その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は		
	(7)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。	
(9)	業務実績	以下の全てに該当する業務の実績(以下「業務実績」という)を有すること。	
		対 象 期 間	自 平成28年4月1日 至 令和8年9月15日
		対象業務	国・都道府県・政令指定都市、市町村が発注した「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務」、「土砂災害防止法に基づく基礎調査業務」、「大規模盛土造成地の変動予測調査」のいずれかの業務完了実績があること 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績は、この限りでない。
		備 考	設計共同体の構成員としての業務実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。
(10)	配置予定技術者	下記の要件を満たす技術者を配置できること。また、各技術者はそれぞれ1名とする。	
		資 格	[1]技術士(総合技術監理部門:選択科目「建設―河川砂防及び海岸・海洋」、「建設―都市及び地方計画」、「建設―土質及び基礎」、「応用理学―地質」、「森林―森林土木」又は「農業―農業農村工学」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 [2]技術士(建設部門:「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市及び地方計画」、「土質及び基礎」、応用理学部門:「地質」、森林部門:「森林土木」又は農業部門:「農業農村工学」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 [3]RCCM(「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」、「地質」、「森林土木」又は「農業土木」)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
		業 務 実 績	平成28年4月1日以降に完了した1件以上の、(9)に示す業務実績を有していること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。
		雇 用 関 係	過去3ヶ月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係があること。
		手持ち業務	手持ち業務の契約金額(設計共同体として受注した業務の場合は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。)が5億円未満かつ件数が10件未満であること。ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満。
		照 査 技 術 者	管理技術者に要する資格保有と同じ。但し職務上従事した立場は照査技術者も認める。
		技術者の兼任	管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

(11)	業 務 の 再 委 託	本業務について、主たる部分の再委託は認めない。 「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。
(12)	そ の 他 の 条 件	－

3 入札手続等

(1) 手続方法	紙 入 札	本業務は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を紙入札で行う。 【沖縄県建築指導課HP 入札・契約に関する様式集・周知事項等】 https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1024272.html 【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 入札・契約に関する様式集・周知事項等】 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html		
(2) 設計図書の配布	期 間	公告日～ 令和8年9月16日		
	配 布 方 法	沖縄県土木建築部建築指導課HPからダウンロード https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1024272.html		
	問 い 合 せ 先	沖縄県土木建築部 建築指導課 電話： 098-866-2413		
(3) 入札期日等	持参による場合 （紙入札）	持 参 日 時	令和8年9月16日（水）9:50	
		持 参 場 所	沖縄県土木建築部第2入札室（県庁11階）	
		開札日時	令和8年9月16日（水）10:00	
	入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（計画通知等申請手数料は非課税額として見積る契約金額に含まれます。）を入札書に記載すること。 (2) 入札書は、持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。		
	積算内訳書の提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（参考様式あり）を提出すること。 (2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、業務名、経費名称、数量、単位、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載すると共に、代表者印を押印すること。ただし、電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合は、代表者印の押印は不要である。 (3) 提出された積算内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。		
紙入札時の注意事項	(1) 積算内訳書は、上記の入札締切日時までに、建築指導課へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び業務場所を記入すること。 (4) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。			
(4) 入札の辞退等	紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。 また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（※）」に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html			

(5) 開札日時	令和8年9月16日（水）10:00			
(6) 落札候補者の選定 及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。 なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。※電子メールで通知することがあるので、入札者は通知のためのメールアドレスを入札時に報告すること。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又はくじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。			
(7) 審査にかかる 申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。			
	通 知 日	令和8年9月16日（水）17:00 まで(予定) ※書面（電子メールを含む）で通知する。		
	提 出 期 限	令和8年9月18日（金）17:00		
	提 出 先	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階 沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班 電話：098-866-2413	提出 部数	1部
	提 出 方 法	持参又は郵送（提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。）。		
(8) 入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに書面で通知する。 令和8年9月29日（火）（予定）			
(9) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。			
(10) 本入札に係る資料の 取扱い	ア 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 イ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 ウ 提出された申請書等は、返却しない。 エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 オ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。			
(11) その他	—			

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。 入札保証金の金額等は、見積る契約金額*)の100分の5以上とする。 *)見積る契約金額とは 入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 (計画通知等申請手数料は非課税額として、見積る契約金額に含まれます) ただし、沖縄県財務規則第100条第2項及び第102条に基づき、次の(1)、(2)に該当する場合は入札保証金の納付を免除し、(3)、(4)に該当する場合は入札保証金の納付に代わる担保の提供があったものとする。 (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券の提出があった場合。 (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる資料の提出があった場合。 (3) 金融機関の入札保証書の提出があった場合。 (4) その他有価証券等の提出があった場合。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)～(4)のいずれかに係る書類の提出のない者。 (2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合。 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合。 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
	入札保証金 (現金の場合)	提出期限	令和8年9月14日 (月) 17:00 まで
		提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階 沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班 電話：098-866-2413
		提出方法	①令和8年9月14日(月)12:00 までに「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。持参又は郵送(配達を確認できる方法にて送付すること)。持参する場合は、事前に連絡をすること。 ②県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書(写)を提出すること。メール又は持参。 ※メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。 メール： aa066001@pref.okinawa.lg.jp 【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html
	入札保証保険証券・入札保証書	提出期限	令和8年9月14日 (月) 17:00
		提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階 沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班
		提出方法	持参又は郵送(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。)
		その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。
	過去2箇年の間に履行期限が到来した国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合	提出期限	令和8年9月10日 (木) 15:00 まで
		提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階 沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班
提出方法		メール、持参又は郵送(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること)。 ※メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。	
その他		沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する2件以上の実績を、配付資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上、次の①、②と併せて提出すること。 ①契約書の写し(当初契約書から業務完了までの改定契約書も含む。) ②業務完了がわかる資料の写し(検査結果通知書等)	
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納めなければならない。 ただし、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときには、免除とする。		

5 その他の事項

(1) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得(※)」、「土木設計業務等委託契約約款(※)」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-33】 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html
------------------------	--

(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（※）に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1-4】 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html	
(3) 配置予定技術者の確認	病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2（12）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(4) 契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(5) 支払条件	前 金 払	契約金額の30%以内
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(6) 業務委託料の変更等	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受託者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の受託比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。	

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階 沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班 電話：098-866-2413	
(2) 上記(1)以外に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階 沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班 電話：098-866-2413	
	質 問 書 提 出 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階 沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班 メール：aa066001@pref.okinawa.lg.jp	
	提 出 期 間	公告日～ 令和8年9月3日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
	提 出 方 法	メール又は持参 ※メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。	
	回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、沖縄県建築指導課HPに掲載する。 ※https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1024272.html	
		期 間	回答日～ 令和8年9月16日（水） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。		
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。	
	提出先	沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班	
	提出方法	苦情申立書（様式第1号）を持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。	
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立書（様式第4号）により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 受付時間： 午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班 電話：098-866-2374		